

第9回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和3年9月6日（月）
- 2 開会日時及び場所
令和3年9月6日（月） 午後2時02分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和3年9月6日（月） 午後3時20分
- 4 委員氏名

(1)出席者（17名）

1 番 松尾 茂敏	3 番 田島 真一	4 番 池田 兼三	5 番 山崎 正典
6 番 本田 浩	7 番 草野 英治	8 番 中川 實美	9 番 徳永 玉義
10 番 草野有美子	11 番 栄木 正孝	13 番 坂本 博	14 番 東 康敬
15 番 森崎 茂徳	16 番 笠原 勝	17 番 小筏 正治	18 番 林田 剛
19 番 馬場 保			

(2)欠席者（2名）

2 番 内田 弘幸 12 番 鶴崎 高幸

5 議事に参与した者

事務局長	増富 浩彦
参事補	原田 誠二
参事補	藤吉 文女

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第47号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第48号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 日程第5 議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第51号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 議案第52号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について

7 農政推進に係る協議事項

- (1) 農地等の利用の最適化に関する指針（案）の承認について
- (2) 農業委員会だより（10月発行）掲載内容について

午後 2 時 02 分開会

○事務局（藤吉 文女君） 議事に入る前に、申請の取下げをお願いします。議案書 14 ページ、議案第 51 号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、申請番号 4 番が取り下げられましたので、削除願います。

議事進行上発言される場合は、挙手をして、議長が指名をしてからマイクをとおして発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

本日は、内田委員、鶴崎委員から欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は、農業委員会法第 27 条第 3 項の規定による過半数に達しております。会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 皆さん、ご多用の中、またコロナ禍ということもありまして、リモートでの議案審議となります。よろしくお願いいたします。

ただいまから、令和 3 年第 9 回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくお願いします。

会議録署名委員は、会議規定第 12 条の規定により、3 番、田島真一委員、4 番、池田兼三委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 2、議案第 47 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてから、日程第 7、議案第 52 号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてまでの議案 6 件となります。

それでは、日程第 2、議案第 47 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 聞こえますか。議案書 2 ページを御覧ください。

〔議案第 47 号の朗読〕

議案書 3 ページ、受付番号 30 番、1 件の申請があっております。詳しくは別添 1 を御覧ください。
以上です。

○議長（馬場 保君） それでは、中部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（1 番 松尾 茂敏君） 聞こえますか。

議席番号 1 番、中部調査会長の松尾です。

受付番号 30 番は、規模拡大のため譲り受ける案件です。現地調査並びに競技結果においても、特

に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、受付番号３０番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第４７号、受付番号３０番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第３、議案第４８号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書４ページを御覧ください。

〔議案第４８号の朗読〕

議案書５ページ、受付番号１０番から１３番です。詳しくは別添２を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

まず、東部調査会長、お願いします。

○委員（９番 徳永 玉義君） どうも、徳永です。

受付番号１０番は、進入路として転用を計画されております。申請地は、農振白地、１０ヘクタール未満の一団の農地の区域内にあるため、第２種農地と判断しました。

受付番号９番について、現地調査並びに競技結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、受付番号１０番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長お願いいたします。

○委員（１番 松尾 茂敏君） 議席番号１番、中部調査会長の松尾です。中部調査会関係分は、受付番号１１番から１３番です。

受付番号１１番は、畜舎用地へ転用する追認申請です。申請人が平成５年頃より畜舎として使用し

ている案件です。申請地は令和3年7月12日に農振の用地区分を変更しております。10ヘクタール以上の農地の集団にあることから、第1種農地と判断しました。しかし、転用目的が農地施設であることから、例外的に追認できる案件と思われます。

受付番号12番は、駐車場用地への追認申請です。平成8年頃から申請人がコンクリートを敷いて、駐車場として利用しています。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断しました。非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地であり、簡易手続き相当の違反案件基準に該当することから、例外的に追認できる案件と思われます。

受付番号13番は、住宅用地への追認申請です。平成3年頃、申請人宅の隣接地と地番の高さを合わせて自宅への雨水の流入を阻止するため、境界線にブロック塀を設置したところ、公図の境界とずれていたことが判明しました。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の区域内にあることから、第2種農地と判断しました。非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地であり、簡易手続き相当の違反案件基準に該当することから、例外的に追認できる案件と思われます。

受付番号11番から13番において、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、受付番号11番から13番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ご質疑がないようですので、議案第48号、受付番号10番から13番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。国見町はいかがですか。小浜町いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第49号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局、説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書6ページを御覧ください。

〔議案第49号の朗読〕

議案書7ページ、受付番号2番です。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号2番については、農地法第5条、受付番号49番と同一事業による転用であるため、次の5条申請と一括審議したいと思いますが、いかがでしょうか。南串山町いかがですか。南串山町はよろしいですか。はい、ありがとうございます。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、次に一括審議することといたします。

次に、日程第5、議案第50号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いいたします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書8ページを御覧ください。

〔議案第50号の朗読〕

議案書9ページ、受付番号38番から49番まで12件の申請があっております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

まず、東部調査会長、お願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 受付番号38番は、一般個人住宅用地として転用を計画されております。申請地は農振白地、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、既存集落に接続しているため、例外的に許可できる案件と思われます。

受付番号39番は、資材置き場及び駐車場用地として転用する案件です。申請地は農振白地、山林等で分断され、10ヘクタール未満の一段の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断しました。写真にある小屋については、農業用施設建築届済みのものです。

受付番号40番は、牛舎兼用倉庫用地として転用を計画されております。申請地は農振農用地、農業用施設への用途区分を変更済みです。

受付番号38番から40番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号38番から40番についてご質疑がありましたらお願いします。南串山町はいかがでしょう。池田委員。

○委員（4番 池田 兼三君） いいですか。聞こえますか。

ちょっと確認ですけど、36ページのこの字図と、この39番の写真の赤線で引いてあるところがちょっと合わないような感じがするんですけど、これはどういうことですか、事務局。反対からとっ

てあるとかな。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明をお願いします。

しばらくお待ちください。

○事務局（原田 誠二君） すいません、事務局です。今の質問で、写真のほうの6ページですか。すいません、ここ写真が1個漏れていました。申請地の資料の35ページの申請地の上のほう、1032-1、これがお手元写真の自分から見て左側、階段があるでしょう、その左側も本当は入っ
ととです。すいません。漏れています。

○委員（4番 池田 兼三君） ちょっとこの赤で印したなんとかと、ちょっと字図が照合せんような感じがしたんですけども。それなら分かりました。

○事務局（原田 誠二君） すいません。

○議長（馬場 保君） もう一つ説明があります。

○事務局（藤吉 文女君） 事務局です。東部調査会のときに、38番と39番について質問が上がって
おりましたので、それについてご説明します。

38番のほう、隣接農地所有者の同意書はいらないのかという質問がありました。同意書は法定添付書類ではないのですが、隣接農地については被害防除計画を提出してもらっております。しかし、申請者から関係者へ説明するように、指導するよう代理人に伝えました。

39番について、申請書のほうで名前が間違っておりますが、原本を訂正いたしました。

崩れないか心配なので、詳細な計画を確認すること、また既存水路はどうするのか、再度確認することとのことでしたが、計画書については申請者へ確認し、通路を入れて3段に造成することと、施工は上の開いた山林側から大型ブロックを据えて、崩れないように順々に行うと。水路はU字溝を設置しな
おすそうです。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

先ほど、4番、池田委員より質問がございましたけど、ほかにご質疑ございませんか。ご質疑
ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑ないようですので、続きまして、中部調査会長お願いいたします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、41番から48番です。

受付番号41番は、馬鈴薯貯蔵倉庫用地への転用申請です。現在使用している倉庫が瑞穂吾妻バイパス用地として収用されることになり、物件移転補償契約が済んでいます。申請地は農振農用地区域内にある農地で、令和3年6月30日付で用途区分変更があ
つています。10ヘクタール以上の農地

の集団内であることから、第1種農地と判断しました。しかし、農業用倉庫であるため、例外的に許可できる案件と思われます。

受付番号42番は、一般住宅用地への転用申請です。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の一団の農地の区域内にあり、第2種農地と判断しました。

受付番号43番は、農業用施設への転用を申請されています。申請地は農振農用地区域内にあり、令和3年7月2日付用途変更の公告がおりています。10ヘクタール以上農地の集団であることから、第1種農地と判断しました。しかし、農業用倉庫であるため、例外的に許可できる案件と思われます。

受付番号44番、45番は、同一人同士の申請で、進入路と一般個人住宅用地への転用を申請されています。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断しました。

受付番号46番は、一般個人住宅用地への転用です。申請地は農振白地、高規格道路の愛野インターから300メートル以内の区域にあるため、第3種農地と判断しました。

受付番号47番も、一般個人住宅用地への転用です。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の一団の農地の区域にあり、第2種農地と判断しました。

受付番号48番についても、一般個人住宅用地への転用です。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の一団の農地の区域にあり、第2種農地と判断しました。

受付番号41番から48番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、受付番号41番から49番について、ご質疑がありましたらお願いします。

事務局から説明があります。

○事務局（藤吉 文女君） 事務局です。中部調査会で質問がありましたので、それについてお答えします。

まず、42番です。雨水の排水路を既存水路までつなぐとのことだが、その場所は市有地なので、市の担当部局の許可をとっているのかという質問がありました。確認しましたところ、許可後でよいということで、法定外占用申請を、こちらでも許可が出た後、申請をするそうです。申請がなされれば許可は下りるとのことでした。

次に、44番と45番についてです。写真に自動販売機が写っておりまして、それが違反転用ではないかというご質問だったんですけど、確認し、9月3日付で撤去を確認いたしました。今はもう建っていません。

次に、46番についてです。雨水排水を道路側溝へという申請はされているんですけど、国道管理

者の許可は得ているのか、また上水道の引き込みはどこかというご質問でした。国道管理者、国道側ではなく柵を設置し、柵に溜まった分については水路に放流するという、その水路は別添2の82ページを御覧ください。左上といいますか、奥のほうの水路のほうに放流するそうです。線路側になります。

上水道の引き込み先は、80ページを御覧ください。地図の真ん中あたりにレオパレスダンケンとか建物が、レオパレスがあるんですけど、そちらのほうから引っ張ってくるとのことです。

次に、47番についてです。別添2の89ページです。奥のほうに、右側のほうに、Bダッシュという石垣があるんですけども、これが崩れそうだったので、崩れないよう改修しますということでした。

最後に、48番についてです。雨水排水は道路側溝とありますが、図面では道路反対側の水路になっているので確認することと、あと盛土が0.3メートルとなっていますが、道路とレベルが同じになるのか確認するようにというご質問でした。

雨水排水については、赤道なので道路側溝と表示したとのことでした。図面どおりです。

また、盛土0.3メートル上げて同じ高さになるということでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号41番から48番について、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会、お願いいたします。

○委員（7番 草野 英治君） 小浜です。聞こえますか。

議席番号7番、西部調査会の草野です。

西部調査会関係分は、49番です。

受付番号49番は、平成元年2月に貸家用住宅として転用許可が下りておりましたが、諸事情により計画は実行されませんでした。今回、別の方から許可後の計画変更承認と一般個人住宅への転用申請が提出されました。申請地は農振白地、千々石総合支所から300メートル以内にあるため、第3種農地と判断しました。また、既存住宅地と合わせて所要面積が500平米を超えていることの理由書も添付されております。

受付番号49番について、現地調査並びに協議結果についても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号49番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ご質疑ないようですので、議案第49号、申請番号2番及び議案第50号、受付番号38番から49番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第51号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書12ページを御覧ください。

〔議案第51号の朗読〕

議案書13ページ、整理番号1番から、議案書30ページ、整理番号29番までです。整理番号1番から3番、5番から16番については貸借に係る案件、17番から21番については所有権移転に係る案件、22番から29番については農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式になっています。詳しくは、別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

議案第51号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る整理番号1番から3番、5番から16番について、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

次に、所有権移転に係る整理番号17番から21番について、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑ないようですので、次に、農地中間管理事業に係る整理番号22番から29番について、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第51号、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

次に、日程第7、議案第52号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書31ページを御覧ください。

〔議案第52号の朗読〕

議案書32ページ、整理番号1番から8番です。本案件は再配分となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

本案件は、農業経営基盤促進強化法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ再配分する計画が提出されたものです。

議案第52号に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。南串山町はいかがですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

議案第52号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ご異議ないようですので、原案について異議なしと回答することとします。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

ここで暫時休憩とします。休憩後、農政推進に係る協議を行います。15時開始といたします。よろしくをお願いします。

午後2時50分休憩

.....

午後 3 時00分再開

○議長（馬場 保君） それでは、始めたいと思います。

引き続きとなりますが、農政推進に係る協議を行います。各委員の協力方よろしくをお願いします。

それでは、早速、本日の協議に入ります。

農地等の利用の最適化に関する指針（案）の承認について、事務局の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。

今、資料の確認をしたいんですけど。式次第と関する指針（案）というのと農業委員会だよりは、皆さんお手元ございますか。

そしたら説明します。

まず、別紙の雲仙市農業委員会農地等利用の最適化に関する指針（案）というのをお手元をお願いします。

農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、農業委員会は農地等の利用の最適化に関する指針を定めるよう努めなければならないと規定されております。その内容が、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標と推進の方法です。また、同条第2項には同指針を定めるにつき、農地利用最適化推進委員の意見を聞かなければならないと規定されております。それをもって、8月25日に第2回農地利用最適化推進委員定期会議を書面決議において、行いました。推進委員29名全員から承認するとの意見をいただいております。

それでは、別紙の指針（案）について説明します。

1ページの基本的な考え方は、先ほども言ったように書いてありますので、後で見とってください。そして、1ページの第2です。具体的な目標と推進方法。1、ここで遊休農地の発生防止解消についてということで、遊休農地の解消目標、これが現状、令和3年3月時点で管内農地面積Aです。5,147ヘクタール、遊休農地面積B277ヘクタール、遊休農地の割合が5.4%です。これを3年後の目標として、令和6年3月です。管内農地4,970ヘクタール、遊休農地面積を100ヘクタール、割合で2%、令和8年の3月目標です。4,870ヘクタール、遊休農地をもう0ヘクタールということで一応、計画では、目標では上げております。

そして、2ページです。2ページをお開きください。遊休農地の発生防止と解消の具体的な推進方法ということで、大きく3つです。農地利用状況調査と利用意向調査の実施ということで、次に農地中間管理機構との連携で、3番に非農地判断についてということで、行っていきたいと思っています。

次に、2番です。担い手への農地利用の集積・集約化について。担い手への農地利用集積目標、これが現状として管内農地では4,870ヘクタール、集積面積2,254ヘクタール、集積率が46.3%ということで、3年後の目標は、農地面積が4,870ヘクタール、集積面積を

2,479ヘクタール、集積率50.9%、最終の令和8年では4,870ヘクタールは変わらないです。集積面積を2,629ヘクタール、集積率を54%ということで、目標を上げています。

その下です。担い手への集積化の具体的な推進方法。

まず一つは、人・農地プランの作成、見直し、2番でまた農地中間管理機構の連携、3番が農地利用調整と利用権設定、4番農地の所有権を確知することができない農地の取扱い、これはもう農地所有者が分からないときです。

次に新規参入、3番です。これについては、新規参入者を促進の目標として挙げております。現状は、令和3年3月、9経営体です。3年後は27経営体。最終令和8年は45経営体、累計で81経営体を目標としています。

その推進方法としましては、関係機関との連携、県とか、中間管理機構とかです。あと企業さんによる推進ということで、農林課のほうともやっていこうかと思っております。

以上となります。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、意見、質問などありましたら、発言をお願いします。東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 聞こえますか。

1ページの、具体的な目標と推進の方法、遊休農地の発生防止という形で、現状は5,147ヘクタールですね。目標が4,870ヘクタールで、最終的に遊休農地の割合が0%ですね。そうしたときに、この前、瑞穂で農地パトロールをやったときに、黄色判定地ちゅうのも結構あったわけです。その中でこれらを目標に達する形からすれば、もう少し厳しく判定をしていいものか、そこら辺の見解はどうですか。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。

東委員のおっしゃられるとおり、そこまで厳しくされてもいいと思います。

以上です。

○議長（馬場 保君） 東委員、よろしいですか。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

意見もないようですので、その他に移ります。

農業委員会だより（10月発行）掲載内容について、事務局の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） お手元の農業委員会だより（10月発行）分を見てもらっていいですか。

1ページの表紙と、次開いてもらったら、最初に農業委員さんの紹介、顔写真です。その次が推進委員さん、最後に利用意向調査とか農地バンクとか年金を載せております。

それですいません、ここ吾妻以外の委員さんの手元にいつている農業委員さんの写真ですけど、すいません、愛野町が2人抜けています。こっちのほうは抜けていません。皆さんにお配りしたほうだけが、ちょっと急いで作ったもので、すいません抜けています。松尾さんと鶴崎さんです。すいません。ちなみに、写真の修正は受け付けかねます。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、意見、質問などありましたら、発言をお願いします。

東委員。

○委員（14番 東 康敬君） いいですか。事務局、もう少し写真はきれいに撮ってもらえないんですか。

○事務局（原田 誠二君） すいません、事務局です。これコピーなので、ちょっとぼやけて写っとなんですけど、原本というか、それはこがんにじんだりしとらんです。

○委員（14番 東 康敬君） もうちょっときれいに写ってるんやろうから。

○事務局（原田 誠二君） はい、これちょっとにじんでますけど、ちゃんと写っています。

○委員（14番 東 康敬君） はい、分かりました。

○議長（馬場 保君） 質問ありませんか。ご質問等はありませんか。

○事務局（原田 誠二君） 委員さんたちの名前、漢字間違えないですよ。

○議長（馬場 保君） 千々石町、よろしいですか。瑞穂町よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ご意見もないようですので、これをもちまして、農政推進に係る協議を終了します。

委員の皆様、お疲れ様でした。ありがとうございました。

午後3時20分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年 9月 6日

議 長

署名委員

署名委員